

市税条例改正

地方税法の一部改正に伴い、市税条例が改正されました。主な内容については次のとおりです。

◆市民税

平成22年度分から適用

▼個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設

平成21年分以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成21年から平成25年までに入居したものに限り）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額（当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9万7,500円）を限度とする）を減額する。

平成21年1月1日から適用

▼上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の課税の特例の延長

上場株式等の配当所得および譲渡所得などに対する軽減税率（住民税3%）の適用を3年延長する。（平成21年1月1日か

ら平成23年12月31日までの間における配当所得および譲渡所得等とする。）

◆固定資産税

平成21年度分から平成23年度分まで

▼土地に係る固定資産税の税負担の調整措置

平成21年度から平成23年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置については、現行と同様の措置を継続する。

ア 宅地

平成21年度評価替えに伴い、宅地などに係る負担調整措置の仕組みを継続するとともに、据え置き年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができるの特例措置を継続する。

(ア) 負担水準が70%を超える商業地などについては、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。

(イ) 負担水準が60%以上70%以下の商業地などについては、前年度の課税標準額を据え置く。

(ウ) 負担水準が、60%未満の商業地などについては、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が評価額の60

%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

(エ) 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。

(オ) 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特別率（6分の1又は3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という）の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が本則課税標準額の80%を上回る場合には、80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

イ 農地

一般農地については、現行と同様の負担調整措置を継続し、特定市街化農地については、一般住宅用地と同様の取り扱いとする。

イ 農地

一般農地については、現行と同様の負担調整措置を継続し、特定市街化農地については、一般住宅用地と同様の取り扱いとする。



◆都市計画税

平成21年度分から平成23年度分まで

▼土地に係る都市計画税の税負担の調整措置

固定資産税と同様、現行の負担調整措置を継続する。

問合せ先

困務グループ

☎ 52-111111（内線244、247）



国民健康保険

一部負担金の減免・徴収猶予について

国民健康保険では、災害や事業の休止などにより生活が困難になったとき、病院などの窓口での自己負担額（一部負担金）が、減免などされる制度があります。

対象となる方は、次のとおりです。

対象となる方 一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、次のい

れかに該当したことにより、資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難になった場合において、申請により必要があると認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

① 震災、風水害、火災その他これに類する災害により死亡したとき、心身障がい者となり又は資産に重大な損害を受けたとき。

② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき。

③ 事業または業務の休止、失業により収入が著しく減少したとき。

※ただし、次に掲げる方は、一部負担金の減免、徴収猶予の対象とはなりません。

・ 国民健康保険の被保険者の資格を得てから6か月を経過しない方

・ 特別な事情がないのに、国民健康保険税を滞納している方

問合せ先
困市民窓グループ
☎ 52-111111（内線261）

219

